

## 第1回 水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議 議事録

- 1 開催日時 令和3(2021)年7月19日(月) 10:00～11:30
- 2 開催場所 オンライン会議（栃木県庁では本館10階会議室5）
- 3 委員数 5名
- 4 出席者の氏名  
〔出席委員〕  
稲葉 光二、江連 比出市、大久保 達弘、畑中 祥子、渡邊 和明  
以上5名（五十音順）  
〔県〕  
環境森林部長 鈴木 英樹、森林整備課長 佐藤 健之  
〔事務局：森林整備課〕  
森林整備課長補佐（総括） 監物 伸隆 外4名
- 5 議題
  - (1) 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等
  - (2) 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

## 6 議事の概要

- ・ 開会
- ・ 鈴木環境森林部長から挨拶
  - ◇ 当会議は、本県が今年度中に制定を目指す、水源地域保全条例（仮称）の内容に関する検討をいただく趣旨で設置したもの。
  - ◇ これまで、本県においては、外国資本等による森林買収があった場合、市町と情報を共有し、必要に応じて各種法令に基づく指導を行うなど、水源地域の森林保全に努めてきた。
  - ◇ 近年、外国資本等により、森林の土地が買収されるケースが全国的に増加しており、荒廃森林の増加や水資源の枯渇が懸念されている。
  - ◇ 本年6月7日の県議会本会議において、福田知事から、水源地域保全条例（仮称）の今年度中の制定を目指す旨、表明がなされ、条例制定に当たっては、有識者の方々から、幅広く御意見を伺いながら検討することも併せて表明された。
  - ◇ 当会議は、条例の内容の検討に当たり、有識者の皆様から専門的な御意見をいただく場として設置した。委員の皆様には、忌憚のない御意見、御助言をいただくようお願いする。
- ・ 水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議設置要綱第4条第1項の規定により、大久保委員が座長に指名
- ・ 大久保座長、座長代理に江連委員を指名
- ・ 本日の会議が公開となっている旨の説明。会議の傍聴要領の定めについては、座長に一任

### [議事・1]

#### 条例制定の背景、課題、この会議で議論すべき事項について

#### 【大久保座長】

- ▶ まず、県が、水源地域保全条例を制定することとした背景、課題、この会議で議論すべき事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、資料2及び3により、水源地域保全条例（仮称）制定の背景、課題、この会議で議論いただきたい事項について説明。）

#### 【大久保座長】

- ▶ ただいま説明があった内容について、御質問等があればお願いしたい。

### [議事・2]

#### 1 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等

##### (1) 水源地域の森林の保全に関する基本的理念について

#### 【大久保座長】

- ▶ まず議題1(1)「基本的理念」について委員の皆様の御意見をいただきたい。

#### 【江連委員】

- ▶ 森づくり県民税の2期目に進んでいる。

- ▶ 林業関係団体は、森の水源の涵養が高まるよう森林を整備し、災害の少ない県となるよう努めている。
- ▶ 県土面積の半分以上が山林。水資源の保全に関する条例の制定は良いこと。
- ▶ 資料2の知事答弁の内容は、森林の公益的機能、本県の森林の状況等、基本的理念として盛り込むべき事項と対応している。これらを柱にして基本理念を考えることとしてはどうか。

#### 【稲葉委員】

- ▶ 商工業は全ての業種で水に関わっている。
- ▶ 基本理念については、事務局の説明にあった茨城、群馬両県の理念がさほど変わらないのではないかと。また、6月議会において知事が大変良い答弁をしている。これらを柱にしてほしい。

#### 【渡邊委員】

- ▶ 基本理念については、江連委員、稲葉委員のおっしゃるとおりだと思う。
- ▶ みんなで水源地域の重要性を共有できればよい。そういうことを理念でうたってほしい。

#### 【畑中委員】

- ▶ 3人の意見に同意。
- ▶ 栃木県に特有で追加しなければならない事項があれば追加してもいいが、近隣の茨城県、群馬県の理念を参考にしつつ、基本的に知事答弁の考えで良いのではないかと。

#### 【大久保座長】

- ▶ 私も同様の意見。
- ▶ 先日、下野新聞に「人新世のコモン」というコラムがあり、昔から森の管理について、諸外国では共有地にすると失敗する例があったが、日本では入会という形でうまく保全してきたとある。今は入会も少なくなって各所有者の管理となっているが、森林所有者が日頃から目を光らせて、自分の土地、隣の土地、地域の土地を森林として守ってきた。
- ▶ 基本的には日本人が昔から引き継いできた地域の知恵や、地域のつながりの中で、森が守られている。そういう理念が必要。その点で、知事の意見はそういうものも踏まえたものとなっている。
- ▶ 各委員の意見に対し事務局からコメントはあるか。

#### 【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 各委員から、基本的理念について、県民みんなで水源地域の重要性を共有し、森を守っていくべきとの御発言があった。
- ▶ また、知事答弁を理念の柱に、日本人が昔から引き継いできた、地域のつながりの中で森を守る入会権の考えの話もあり、それらを踏まえて、理念について方向性を考えていきたい。

#### 【大久保座長】

- ▶ 「基本的理念」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「基本的理念」については、様々な考え方があることを考慮して、座長において預かっ

て、今後の対応を考えさせていただきたいが、よろしいか。

(了承)

[議事・3]

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等<ol style="list-style-type: none"><li>(2) 県の責務について</li><li>(3) 県民の責務について</li><li>(4) 森林の所有者の責務について</li></ol></li><li>2 水源地域の森林の保全のための効果的な方策<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保全の対象とすべき森林について</li></ol></li></ol> |
|--|

【大久保座長】

- ▶ 次に、議題1(2)「県の責務」、(3)「県民の責務」、(4)「森林の所有者の責務」、それに議題2(1)「保全の対象とすべき森林」については、相互に関連するので、一括して検討を行う。
- ▶ 検討の参考に、事務局から、既に条例を制定している近隣県の状況を伺う。

(事務局から、資料4及び5により、近隣県の状況について説明。)

【大久保座長】

- ▶ 「県民等の責務」、「保全の対象とすべき森林」について、委員の皆様から御意見をいただきたい。

【江連委員】

- ▶ 山林には、保安林と普通林があり、保安林には水源涵養機能の高い水源涵養保安林があるが、栃木県は少ないところである。
- ▶ 一方で、人工民有林が多く、その中には水源涵養機能を有する森林もある。
- ▶ 保安林でなければ規制することも難しいので、水源涵養機能の高い普通林についても、条例対象の森林とすることが必要なのではないか。
- ▶ 山林所有者の責務となると、国の森林経営計画制度の中で林業経営を行っており、少し難しいことではあるが、環境譲与税制度とも絡ませながら、市町にも投げかけ、水源涵養林を指定することができればいい。
- ▶ 民有林については、山の施業を行っている森林組合を活用しながら市町、県が官民一体となって水源涵養機能を有する森林を対象地域にし、保全していくべきではないか。

【渡邊委員】

- ▶ 対象地域をどうするかについては、水源涵養機能の維持増進が必要な地域を指定することなので、保安林とそれに類するものという視点でいいのかなと思う。
- ▶ 責務については、他県の事例をみると、県と市町村と一緒に水源地域に関する施策をやるような定めがある。市町に対する助言その他の支援についても、県の責務に明確に位置づけていただけるとありがたい。

#### 【畑中委員】

- ▶ 県の責務について、県と市町の役割分担を明確化した方がいい。
- ▶ 届出対象地域について、茨城県は「保全する必要性が高い地域」とかなり絞っているが、群馬県は「保全する必要がある地域」として絞り込みはしておらず、埼玉県は「水源涵養の機能を有する森林の存するもの」と範囲がいかようにも広げられそうな規定の仕方となっている。
- ▶ 栃木県は届出対象区域を限定的にするのか、広くとるのか、考えていく必要がある。

#### 【大久保座長】

- ▶ 私からの意見を。
- ▶ 公的機関、県と市町の責務を明確化する必要がある。
- ▶ 対象森林については、面積がまちまちになると思う。それを考えると、対象森林だけでなくその周辺も含めて保全すべき対象かどうか、景観レベル、流域レベルで考えるというスタンスを取り入れてほしい。
- ▶ それから、いちど林地開発行為が完了すると5条森林からは外れる。そういう土地については、空白地帯になりやすい。そういう場所が売買の対象になるということも考えられる。林地開発との関連も考えていく必要がある。
- ▶ 各委員の意見に対し事務局からコメントはあるか。

#### 【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 各委員から、県の責務、県民の責務、土地所有者の責務を明確化すべきという御意見をいただいた。
- ▶ 大久保座長からは、対象地域について、流域も考慮すべきという話があった。
- ▶ 江連委員から森林経営計画についての話があった。森林経営計画に、今回の条例のエリアがどう関わっていくのかは、これからの林業にも重要な点であるので、それも勘案しながら、範囲的なものは検討したい。
- ▶ 大久保座長から、林地開発の後の土地の売買について規制がかからないことへの危惧の話があった。確かに、開発後は事業地となり、木の生えるまでの間は法の網がかからないということになるため、よく見ていく必要があると思う。検討していきたい。

#### 【大久保座長】

- ▶ 「県民等の責務」「保全の対象とすべき森林」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「県民等の責務」「保全の対象とすべき森林」については、様々な考え方があることを考慮して、座長において預かって、今後の対応案を考えさせていただきたいが、よろしいか。

(了承)

(所用により渡邊委員退席)

[議事・4]

2 水源地域の森林の保全のための効果的な方策 (2) 具体的な方策について
--

【大久保座長】

- ▶ 次に、議題2(2)「具体的な方策」について、検討を行う。
- ▶ 事務局から説明をお願いする

(事務局から、資料5により、近隣県の状況について説明。)

【大久保座長】

- ▶ 事務局の説明について、委員の皆様から何か御意見があれば伺いたい。

【稲葉委員】

- ▶ 保全のための具体的な方策としては、全国の道府県で導入している所有権移転等の事前届出とすべきである。
- ▶ 届出の対象や届出の期限についても、水源地域の森林は、県境を跨ぎつながっているもので、近隣の県に合わせた取扱いにすることが望ましい。
- ▶ 罰則については、全国の条例のトレンドに合わせて過料5万円でよいのではないか。

【江連委員】

- ▶ 具体的な方策の目的、内容については先ほど出たような話でいいのではないかと思うが、勧告や罰則についてお話ししたい。
- ▶ 国有林、公有林なら問題になることはないと思うが、指定地域内の私有林となると、山林所有者は森林組合の組合員となっている方が多い。森林経営計画を組んでいる山林については、林業経営として山の売買が行われている中で、届出をしなければいけないというのは、非常に難しいのではないか。
- ▶ 違反に対する罰則については、慎重にやっていただきたい。
- ▶ 条例制定に当たっては、条例によって指定した水源地域において、林業経営のために木を伐採する行為を制限する等、林業経営を阻害するようなことはしないことを周知するようにしてほしい。

【畑中委員】

- ▶ 県の責務とも関わってくるが、助言を県が行うのかどうかを考えなければいけない。茨城県、埼玉県では、届出に対して県が助言することができる旨の規定がある。
- ▶ 違反に対する罰則については、これも近隣県と揃えた方がよいのではないか。
- ▶ 栃木県も過料は必要ないのではないか。近隣県に揃えるのか、栃木県独自がいいのか、検討した方がよい。

【大久保座長】

- ▶ 私からの意見を。
- ▶ 事前届出に賛成する。それから、地域の意見を集める仕組み、助言に当たるのかもしれないが、県だけでなく市町の意見、所有者の意見を反映させる仕組みがあった方がよいのではないか。

- ▶ 罰則については、近隣と同じようにした方がよいのではないか。
- ▶ 各委員の意見に対し事務局からコメントはあるか。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 事前届出制が望ましいという御意見をいただいた。事前届出制については、条例に盛り込んでいく方向で進める。
- ▶ 制限を加えることと、林業を営むことが、どのように影響し合うのか、森林所有者等からの意見を聞いて、期限、制限等を検討していきたい。
- ▶ 助言についても、検討を進めたい。

**【大久保座長】**

- ▶ 「具体的な方策」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「具体的な方策」については、様々な考え方があることを考慮して、座長において預かって、今後の対応案を考えさせていただきたいが、よろしいか。

(了承)

**【大久保座長】**

- ▶ ここまでの議論の全体をとおして、委員から御発言はあるか。

**【江連委員】**

- ▶ 関東地方の水資源は、大都市東京圏の水がめとなっている。
- ▶ 最近水害、天災が多い。水源地の整備は本県においても急務。栃木県においては森づくり県民税、国では森林環境税があるので、今回の条例で必要となる事業にも有効に使ってほしい。災害に強い県にする、水源林を守っていくような条例を作ってほしい。

**【稲葉委員】**

- ▶ 元気な森づくり運動との整合を図っていただきたい。

**【大久保座長】**

- ▶ 以上をもって、第1回水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議の議事を終了する。
- ▶ 進行を事務局にお返しする。

・閉会

(11時30分終了)

議事・4

2 水源地域の森林の保全のための効果的な方策  
(2) 具体的な方策について

**【意見】**

現状の法体系から判断すると、事前届出制により所有権移転等の状況を把握する方法で概ね賛成である。

ただし、先行して条例が施行されている自治体において、どの程度の対象案件（届出・未届出件数）があり、その内どの程度勧告が行われているのか、など、制度の実効性を検証できるような情報を提供いただきたいと考える。

その上で罰則を科すかどうかについても、再度検討した方が良いのではないかと考える。